

1 自治会について

◇ 自治会とは

自治会は、一定の区域に住んでいる人々が互いに連携し支え合いながら親睦や交流を深め、よりよい地域づくりのために自主的に構成する市民組織です。

そこに住む人たちの職業、主張、支持政党、宗教などは多様です。自治会を運営する上で必ず守らなければならない基本原則として、宗教活動、政治活動、営利活動を行わないことです。

これらの原則は、外部から強制されるものではなく、各団体が当然の決まりとして主体的に遵守すべきことです。

袋井市の各自治会組織では、自主的なコミュニティ活動として、環境美化や防災・防犯対策をはじめ、交通安全、福祉活動など、住みよい地域づくりのための多様な活動が展開されています。

※宗教活動：自治会によっては神社の管理を行っているところもありますが、神社は神道の神を祀るところです。自治会員の中には、神道を信仰しない方もいる場合がありますので、考慮する必要があります。

◇ 自治会長の役割

1 会の代表としての責任を持つ

自治会は、自発的な組織です。自治会長として、会の代表であることを忘れずに、行動や言動を意識しましょう。

2 プライバシーを必ず守る

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口にするのではなく、秘密やプライバシーは絶対に守りましょう。

3 一人で抱え込まずに、みんなで分担する

自分一人で仕事を抱え込まずに、みんなで仕事を分担することが大切です。それぞれの得意分野でお互いに仕事を分担できる環境を作りましょう。後継者の育成につながります。

4 幅広い住民参加のための工夫をする

自治会活動には、住民の総意が反映されなくてはなりません。多くの住民の参加を得るために、アンケートの実施などにより住民のニーズや関心をつかむとともに、創意工夫に心がけましょう。

5 相手の立場や考え方を尊重する

自治会活動を進める上では、何よりも民主的に取り組むことが求められます。会員の立場や考え方を尊重し、話し合い、活動を進められるようにしましょう。

6 子どもたちもまちづくりに参画させる

子どもは子どもなりに地域に対する考え方を持っています。その考え方を聞いたり、子どもが参加したりすることにより、自治会活動を見直す機会が得られるでしょう。

◇ プライバシーへの配慮

住民生活に密着した活動を行っている自治会は、住民のプライバシーを知りうる機会が多くなります。一方、自治会への参加の大きな阻害要因は「プライバシー侵害感」であるとも言われています。プライバシーへの配慮は、その地域における住民同士の関係を良好にし、自治会への信頼感を高めることになります。少なくとも知り得た情報を目的外に使うことや必要以上に吹聴して回ることのないような配慮が必要です。

◇ 個人情報保護

個人情報保護法が施行されて以来、個人情報への関心は高まりましたが、その反面、個人情報という言葉ばかりが一人歩きをはじめ、過剰反応といえる状況が見受けられます。例えば、「法律があるので個人情報は提供できない」と拒否するような事例です。

ここでは、自治会が個人情報を扱う際に注意すべき点を記します。

個人情報保護法では、個人情報を取り扱う全ての事業者が法の対象となり、市内の自治会も法の対象となり、自治会員である住民の個人情報の取扱いについては、自治会においても個人情報保護法の義務を守る努力をしていただいております。

法の遵守は義務ですので、自治会名簿を作成する等、個人情報を取り扱う際は、次に述べる6つの項目を必ず守り、厳格な運用を行うようにしてください。

- 1 あらかじめ情報の利用目的を特定し、目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱う。
- 2 個人情報は、適切な方法で取得し、取得の際に本人に対して、使用目的を通知、公表する。
- 3 個人情報については、正確かつ最新の内容を保つように努め、鍵のかかる部屋での保管などの安全管理を行う。
- 4 あらかじめ本人の同意がなければ、個人情報を第三者に提供しない。
- 5 個人情報を保有する事業者等は、その利用目的を本人が知り得る状態にしておき、本人から求められれば、開示・訂正・使用停止などに応じる。
- 6 苦情の処理に努め、処理体制を整備する。

個人情報を収集する際に相手から目的、使用方法の了解を得た個人情報であれば、それを基にして名簿を作成し、自治会内で使用することができます。

このため、作成した名簿は、目的に沿った範囲で使用し、確実な管理を行う必要があります。また、個人情報の収集はあくまでも任意により行われるもので、「名簿を作成するから」という理由だけで個人情報の提供を強制することはできませんので注意してください。

また、個人情報の取扱いについて詳しくは、4ページの二次元コードより「自治会向け個人情報取扱いの手引き」をご覧ください。

◇ 役員 の 役割 分担

自治会がまとまりを保ちながら様々な活動を効率的かつ円滑に進めていくためには、会長をはじめとした役員による執行体制をしっかりと確立すること、各役員の役割分担や連携のあり方を明確にすることが大切です。

◇ 役員 の 選任

役員 の 選出 について、自治会 の 規模 や 地域 特性 によって、「選挙」や「推薦」、「抽選」、「輪番制」など、いろいろな方法によって行われています。いずれにしても、それぞれの地域の状況に最も適した民主的な方法により役員を選出することが大切です。

また、男女共同参画の視点に立ち、「自治会役員、防災分野等への女性の参画」や「健康・福祉分野等への男性の参画」など地域活動への男女の積極的な参画をお願いします。

◇ 自治会 員 の 加入 促進 (組織、活動、自治会費の説明にあたって)

袋井市のホームページでも「自治会に加入しよう」というタイトルで自治会加入を促進しています。転入者が市で住民登録をする際にも PRチラシ (7・8 ページ参照) を配付しています。

市外や県外から転居してきた方の中には、「自治会」という組織の概念や活動について不慣れな方もいる可能性がありますので、加入の勧誘をする時には、自治会の活動について説明しましょう。ただし、加入については強制できるものではありません。

特に自治会費については、自治会ごとに世帯数や活動内容が大きく異なり、金額について一律に比較することは困難であるため、入会金や月額 の 会費 について、詳しい説明が必要な場合もあります。最新の決算書や予算書も提示して、どのようなことに使われているのかを示すことができれば、転入者の方も理解しやすいでしょう。

アパートの単身者や高齢者の一人暮らしなどの場合は、準会員として会費に差を設定するなどの工夫をしている自治会もあります。

また、入会金等が高額である場合は、各家庭の事情も考慮して、分割や減免といった代案を示すことで転入者の理解も得やすくなります。

自治会員への加入促進について詳しくは、下の二次元コードより「自治会加入促進マニュアル」をご覧ください。

自治会向け
個人情報取扱いの手引き



自治会加入促進マニュアル



◇ 自治会における男女共同参画の推進

自治会などの地域活動の場においては、女性の参加は多くみられるものの、代表者や役員の中は「男性」が選出され、女性の視点や意見が反映されにくい状況があります。また、地域によっては、自治会役員の担い手不足も課題となっています。

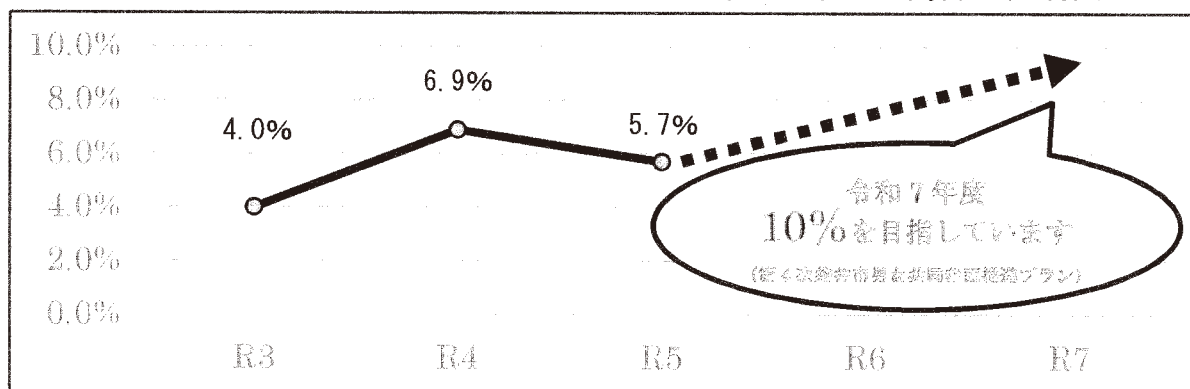
- 自治会長や副会長、会計、班長などへの積極的な女性の登用をしましょう
 - ・女性の視点や新たな発想を取り込むことができます！
 - ・担い手不足の救世主となる可能性があります！
- 女性の登用を進めるにあたっては、これまで男性主導であった運営方法なども見直してみましょう。

女性が参加しやすい運営になれば、男性にとっても運営しやすくなります。

市内では、ここ数年、毎年1～3人程度の女性自治会長が選出されています。

国内では、1万6千人以上の女性自治会長が活躍しています！*

*「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）より」
女性役員（自治会長・副自治会長・会計）がいる市内自治会の割合（4/1 現在）



◇ 多様性を生かした地域づくり

人々が持つ多種多様な個性や特性等の能力を活用し、新たな価値創出や課題解決につなげていくことが大切です。

性別、年齢、国籍などの外見的な違いはもちろん、宗教や価値観、性格、嗜好など、内面にも様々な違いがありますので、会員一人ひとりの多様性を尊重し、受け入れることに加え、組織の一体感を醸成することで、成長や変化を推進する取り組みが多様性（ダイバーシティ）を生かした地域づくりにつながります。まずは、個々の違いを受け入れ、認め合い、生かしていくよう心掛けましょう。

◇ 外国人住民との共生について

袋井市には、ブラジル、ベトナム、フィリピン、中国など約40の国と地域の方々が生活をしており、外国人住民は、母国に自治会にあたる組織がないことが多く、自ら自治会に加入する習慣がありません。

また、自治会長からも、地域内に外国人世帯が引っ越されてきたが、日本語が通じないため、どのように話をしたらいいのかわからないという相談も多くあります。

このようなことから、外国人住民との共生のために、日本語だけでなく、ポルトガル語をはじめ外国人住民が理解できる言語を用いてアプローチする必要があるものの、日本語を勉強している方が多く、普段の日本語を簡単に分かりやすくした「やさしい日本語」であれば理解できる場合も多いです。

1 「やさしい日本語」を活用しましょう

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことで、外国人だけでなく、高齢者や障がいのある人など、多くの人に日本語を使って分かりやすく伝えようとするものです。

「やさしい日本語」の例

ごみの分別をきちんとし、決められた日にごみを出してください。



ごみを分けるルールがあります。ルールを守ってごみを分けてください。
ごみを出す日が決まっています。決まった日にごみを出してください。

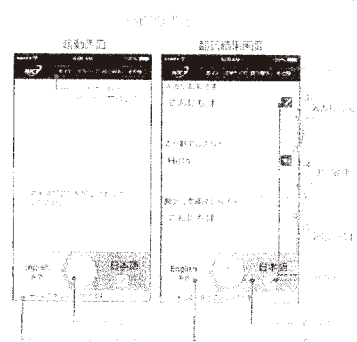
2 自治会で作成した文書を翻訳して渡してみよう

DeepL 翻訳や Google 翻訳など、インターネットの無料翻訳サイトを活用すると、自治会で作成した文書を多言語化することができます。誤訳を少なくするために、原文はやさしい日本語にしてから翻訳すると効果的です。

3 日頃からのコミュニケーションを大切にしましょう

トラブルが起きてから関係を築くことは、外国人のみならず日本人であっても難しいことです。日常のあいさつなどからコミュニケーションを取ることが大切です。

多言語音声翻訳アプリ VoiceTra など、スマートフォンを使って手軽にコミュニケーションが取れるアプリなどもあります。御活用ください。



4 「多文化共生相談窓口」を活用しましょう

外国人からの相談をはじめ、外国人に関する相談窓口として袋井国際交流協会に多文化共生相談窓口があります。

曜日によって異なりますが、ポルトガル語・ベトナム語・中国語・スペイン語・英語・フィリピン語などの通訳者もおります。お困りの際には、御相談ください。

◆袋井国際交流協会（袋井市新屋一丁目1番地の15）

電話 43-8070 FAX 43-8068 E-mail fifa25-a@office.tnc.ne.jp

みんなで築く 安心・安全なまち

自治会に入ろう

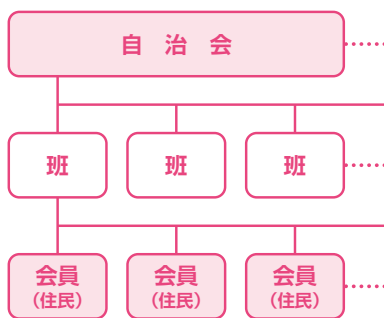
いざという時、あなたの周りに助け合える人はいますか？

自治会は、自分たちの住む地域を明るく住みよいまちにするために、会員相互が協力し、コミュニティ、防災、防犯、交通安全、環境美化などの活動を行う自治組織です。

袋井市では、自治会と連携してまちづくりを進めています。より効果的な活動を行うためには、皆さんの御協力が必要となります。是非とも自治会への加入をお願いします。



組織図



加入方法

- ・お住まいの区域の自治会長へ裏面の自治会加入申込書を提出してください。
- ・お住まいの区域の自治会、又は自治会長の連絡先がわからない方は、袋井市総務部協働まちづくり課までお問い合わせください。

TEL.0538-44-3107

FAX.0538-43-2132

E-mail:shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp



市内自治会名一覧

自治会連合会名	自治会名	自治会連合会名	自治会名	自治会連合会名	自治会名	自治会連合会名	自治会名
駅前	西通・東通・栄町・睦町	袋井西	木原・土橋・西田	袋井東一	上貫名・下貫名・新屋・久津部西・久津部東・名栗北原川・不入斗・菅ヶ谷・久津部北	下山梨	下山梨上・下山梨下・平宇
高尾	掛之上・田端下地・三門町・大門一丁目・大門二丁目・大門三丁目・大門五丁目	田原	上新池・下新池・松袋井・彦島	袋井東二	村松下・村松上・村松西	宇刈	春岡・可睡の杜南・可睡の杜北・一色・宇刈三沢・馬ヶ谷・中村・大日
高南	柳原・南町・青木町第1・青木町第2・小川町・清水町・砂本町・高尾台	方丈	方丈東・方丈中・方丈南・方丈西・方丈北	今井	深見北・深見南・深見東・太田・太田東・太田西・延久・横井・徳光・小山	浅羽北	諸井・浅羽・浅羽山の手・浅羽南・浅名・豊住
豊沢	神長南・神長中・神長北・宝野・大通・菩提・法多	袋井北	鷺巣上・鷺巣下・可睡・北町・上久能・中久能・下久能・天神町・堀越上・堀越中・堀越一丁目・堀越二丁目・堀越三丁目・堀越五丁目・山科上・山科下	三川	見取・大谷・友永・萱間・川会・山田	浅羽西	長溝・浅岡上・浅岡下・中風の街・浅羽一色・富里上・富里中・富里下・西ヶ崎
愛野	上石野・弥宣弥・下石野・山田川・寺前・小野田	袋井北四町	田町・泉町・葵町・旭町	笠原	五十岡・西区・上区・東区・下区・南区・三沢・三輪・柏木	浅羽東	新堀・梅山・松原・初越
袋井	新町・本町・永楽町			上山梨	上町・中町・下町・月見町・入古・金屋敷・冲山梨	浅羽南	中新田・大野・東同笠・西同笠・太郎助・湊東・湊中・湊西
川井	川井東・川井中・川井西第1・川井西第2						

自治会費の用途

自治会に加入すると自治会費などを納めていただくこととなります。このお金は、コミュニティ、防災、防犯、交通安全、環境美化、地域福祉など、地域のための活動に利用されています。詳細は、お住まいの自治会にお問い合わせください。

発行者

袋井市自治会連合会 (事務局:袋井市総務部協働まちづくり課)

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL. (0538)44-3107 FAX. (0538)43-2132



袋井市ホームページ

「人と人との助け合い」

自治会加入で **こんなメリット!!**

防 災

いつ起こるかわからない地震、火事、水害などの災害に備え、年2回の防災訓練や地域の実情に合わせた訓練を実施しています。災害時には、個人や家族の力では限界があり、お互いに助け合い、自らの地域を自らで守る、地域の力が必要です。



地域コミュニティ

地域の皆さんの交流や親睦を図るため、お祭りや各種イベントなど、誰でも気軽に参加できる各種親睦行事を行っています。



環境美化

日常出されるゴミ収集場所の設置やその掃除を行うとともに、道路や河川など地域の環境美化を推進し、住みよいまちづくりに貢献しています。



交通安全

子どもの登下校時の安全確保や高齢者・子どもの自転車教室など交通安全意識を高め、交通事故防止運動を進めています。



防 犯



子どもたちや高齢者の安全を守り、地域の犯罪をなくすため、積極的に防犯活動に取り組んでいます。また、夜間も安心して家に帰れるよう夜道を照らす防犯灯の設置や管理なども行っています。

地域福祉

子どもからお年寄りまで、地域の皆さんがお互いに支え合って暮らせるよう、地域のつながりを深める活動をしています。



「広報ふくろい」をはじめ、「班内回覧」など、自治会内の暮らしに必要な情報を会員の皆さんに提供しています。

自治会加入申込書

貴自治会に加入いたします。

住所 〒437- 袋井市

フリガナ
氏名

TEL () - FAX () -

インフルエンザ等の感染症への対応について

地域活動は、地域住民の親睦や防災・防犯、安全安心な環境づくりなど、重要な役割を担っています。活動を実施する際は、地域住民の理解と協力を得た上で、活動してください。

■ 基本的な感染防止対策

- ・手洗い（水と石鹸で丁寧に洗う）や手指消毒を徹底する。
- ・発熱や体調がすぐれない方は参加を控える。
- ・正しくマスクを着用する。（感染状況等を踏まえ、個人の判断による）

担当部署

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室
電話 44-3107 FAX 43-2132
E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

自治会長等の位置づけ（身分）について

1 自治会長等の位置づけについて

自治会長、自治会連合会長（以下「自治会長等」とします。）は、袋井市においては、以前は公務員（非常勤の特別職）として委嘱しておりましたが、平成29年度の地方公務員及び地方自治法の改正があり、令和2年度から、有償ボランティアの私人（地域の代表者、一市民）として委嘱しております。

2 自治会長等の選挙運動について

自治会長等は、以前は「非常勤の特別職として市から委嘱を受けており、公職選挙法に規定される公務員等に該当する者となり、政治活動及び選挙活動には一定の制限がされる。」となっておりましたが、上記のとおり、令和2年度から自治会長等の位置づけが変わりました。

自治会長等は、公務員（非常勤の特別職）ではありませんので、私人である自治会長等が行う政治活動や選挙活動については、公職選挙法では制限されません。

また、自治会等が特定の政治家等を支援することは禁止されていません。

なお、認可地縁団体（法人化している自治会）については、地方自治法第260条の2において、特定の政党のために利用してはならないと規定されています。

担当部署

◎袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室
電話 44-3107 FAX 43-2132
E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp
○袋井市選挙管理委員会（袋井市役所 総務部 総務課 行政係内）
電話 44-3100 FAX 43-2131
E-mail soumu@city.fukuroi.shizuoka.jp

政治家の寄附禁止について

寄附の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。ご注意ください。

1 政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

禁止されている寄附（例）

- ・ 祭りへの寄附や差入れ
- ・ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- ・ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物
- ・ お中元、お歳暮

2 政治家の関係会社・団体などからの寄附禁止

政治家が役員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

3 その他の寄附制限

政治家への寄附についても、国や地方公共団体と請負などの関係にある者の寄附の制限、政治資金規正法による制限などがあります。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

公職選挙法第 147 条の 2 の規定により、政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報等も含む）を出してはならないとされています。【答礼のための自筆によるものを除く。】

担当部署

袋井市選挙管理委員会（袋井市役所 総務部 総務課 行政係内）
電話 44-3100 FAX 43-2131
E-mail soumu@city.fukuroi.shizuoka.jp

地縁による団体の認可（自治会法人化）について

自治会の集会施設などの土地が、個人名義の登録になっていることから発生する相続問題等を回避するために、平成3年4月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、自治会（＝地縁団体）が、市長の許可を受けて法人格を持てば、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

また、令和3年度の地方自治法の一部改正により、自治会は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、市長の認可を受けることができるようになりました。

1 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されています。

2 地縁による団体の法人化の要件

「地縁による団体」が法人格を得るには、市長の認可が必要です。

認可にあたっては、以下の要件が備わっている必要があります。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を現に行っていると認められること
- (2) 団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- (3) 団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数（過半数以上）の者が現に構成員となっていること
- (4) 規約を定めていること

3 地縁による団体の法人化のメリット、デメリット

(1) メリット

- ア 自治会名義で不動産等の登記ができます
- イ 地域的な共同活動を円滑に行うことにつながります
- ウ 規約に定める範囲内で権利能力を持つことができます

(2) デメリット

- ア 営利を目的としている場合には、固定資産税、法人市民税が課税されます
- イ 規約に定める範囲内で義務を負います

担当部署

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室
電話 44-3107 FAX 43-2132
E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

自主連合防災隊・自主防災隊

1 必要性

大規模地震や風水害等から自分や家族の命を守るためには、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません（自助）。しかし、ひとたび大地震など大規模災害が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です（共助）。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織が「自主（連合）防災隊」です。

2 役割

自主（連合）防災隊は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震等の被害に対する備えを行います。また、実際に災害が発生した際には、班単位及び自主防災隊ごとの安否確認、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っていただきます。

[平常時] 地域内の安全点検、防災知識の普及・啓発、防災訓練 等

[災害時] 初期消火、救出・救助、情報収集・伝達、避難誘導、避難所管理・運営

3 災害が発生した場合の対応

災害が発生した場合、自主防災隊役員は参集基準に基づいて所定の場所に参集していただき、災害に対処していただくこととなります。詳細は下図のとおりです。

参集基準	① 市内で、震度4以上の地震を観測したとき ② 「南海トラフに関する情報（臨時）」が発表されたとき ③ 市内全域にわたって大きな災害が発生した等の理由により、袋井市災害対策本部及び各支部が開設された場合 ※上記①～③の場合、原則としてメローねっとや同報無線でお知らせします。		
役員種別	自主連合防災隊長	地域防災指導員	自主防災隊長
参集場所	地区を管轄する「市災害対策本部の支部」（小学校・中学校・コミュニティセンターなど）		自治会公会堂など
対応内容	① 各自主防災隊との連絡調整 ② 自主防災隊からの被害情報収集及び管内の被害状況把握 ③ 市災害対策本部の支部との連携 ④ 避難所の管理運営 ⑤ その他災害対策に必要な事項		① 「自主防災隊災害対策本部」の設置 ② 住民の安否確認 ③ 初期消火、救出・救助活動 ④ 災害時要援護者の避難支援 ⑤ 管内の被害情報の収集及び把握 ⑥ 自主連合防災隊長又は、地区を管轄する市災害対策本部の支部への被害の有無・被害状況の報告

4 組織体制

(1) 自主連合防災隊

自主連合防災隊長、地域防災指導員及び必要に応じて各自主防災隊から選出された隊員で組織し、管内の自主防災隊の取りまとめ等を行い、市災害対策本部の支部と連携して、地域内の災害対応にあたります。

(2) 自主防災隊

自主防災隊は、概ね次のような役割別の班編成となっています。訓練等を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実情に応じた適切な組織体制としてください。

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">自主防災隊長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">防災委員</div> </div>	消火班	火災予防、出火防止対策、初期消火活動、火災警戒等
	救出・救助班	救出用資機材の調達・整備、救出・救助活動等
	情報班	情報等の収集伝達、デマ防止、市への被害等の報告等
	避難誘導班	避難の呼びかけ、避難人員の点呼、避難誘導等
	生活班	炊き出し、物資の配分、避難所生活の調整等
	救護衛生班	応急救護、重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策等
	要配慮者支援班	要配慮者の避難の呼びかけ、人員点呼、避難誘導等

担当部署

袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係
 電話 86-3701 FAX 86-5522
 E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

市民と行政の協働による地域づくりの推進

～ コミュニティセンターを拠点としたまちづくり協議会による地域づくり ～

◇ 地域の現状と課題

隣近所、自治会内での助け合いは、私たちの生活の根底のところ支えとなっています。

しかし、人口減少社会を迎え、少子化、高齢化が急速に進展し、今後、環境美化や祭典など地域活動や行事は規模縮小や活動を行えなくなり、地域のつながりが薄れていくことが懸念されています。

このため、地域の力を維持、継続していくことが必要です。また、住民のニーズの多様化により、住民生活に求められる課題への対応は、行政のみでは難しくなってきました。

将来に向けて、地域活動や地域の力を継続、維持していくため、自治会に加えて各種団体、市民活動団体、企業など、地域にかかわる多様な担い手が、協力・連携しながら、市民と行政との協働により地域全体で担うことが求められています。

◇ コミュニティセンター

コミュニティセンターは概ね小学区ごとに設置しており、地域づくり・まちづくりの拠点となります。また、コミュニティセンター毎に様々な団体や個人などで組織される「まちづくり協議会」があり、地域の課題解決に向け、自治会の枠を超えた活動を行い、地域の実情にあった魅力ある地域づくりを推進しています。

◇ まちづくり協議会

まちづくり協議会は、自治会をはじめ各種団体や市民活動団体、企業など、組織や活動の枠組みを超えて話し合いを行う組織です。

コミュニティセンターを活動拠点として、高齢者支援、子育て支援、健康づくり、地域防災力向上、交流・にぎわいづくりなど、より良い地域にしていくための活動を行います。

まちづくり協議会の活動に、世帯主に限らず、若者や高齢者、男性、女性も参加、参画していただくことが望まれます。

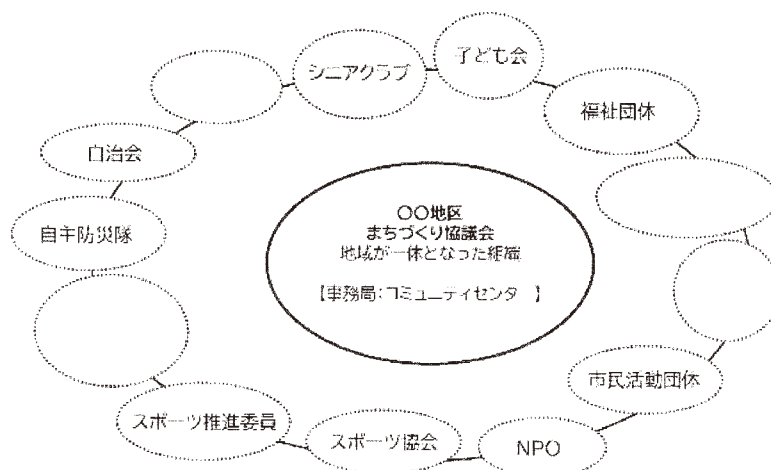
コミュニティセンター名	愛称	まちづくり協議会名
袋井東コミュニティセンター	かつもく館	袋井東地区まちづくり協議会
袋井西コミュニティセンター	彩雲館	袋井西地区まちづくり協議会
袋井南コミュニティセンター	南風館	袋井南地区まちづくり協議会
袋井北コミュニティセンター		袋井北地区まちづくり協議会
今井コミュニティセンター		今井まちづくり協議会
三川コミュニティセンター	さんさん会館	三川まちづくり協議会
笠原コミュニティセンター		笠原地区まちづくり協議会
山名コミュニティセンター		山名地区まちづくり協議会
高南コミュニティセンター	きぼう館	高南まちづくり協議会
浅羽東コミュニティセンター		浅羽東地区まちづくり協議会
浅羽西コミュニティセンター		浅羽西地区まちづくり協議会
浅羽南コミュニティセンター	幸浦コミュニティセンター	幸浦地域まちづくり協議会
浅羽北コミュニティセンター		浅羽北地区まちづくり協議会
豊沢コミュニティセンター	豊沢ふれあい会館	豊沢地区まちづくり協議会

◇ 自治会とまちづくり協議会の関係

まちづくり協議会は、自治会をはじめとする地域の様々な団体や個人からなる組織であり、概ね小学校区という自治会より大きなエリアで活動を行います。

自治会のみではできないことなどに対し、様々な団体や個人の連携・協力を得て、総合的なまちづくりに取り組みます。

自治会は、地域の人と人、地域と人、さらには地域と市をつなぐ地域活動の核として、活動の住民への情報提供など、まちづくり協議会の中心的な役割を担います。



担当部署

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室
 電話 44-3107 FAX 43-2132
 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

LINE 公式アカウント 友だち募集中

『QRコード』を読み込んで友だち追加!



袋井東

Q ID検索
@fukuroihigashi



袋井西

Q ID検索
@fukuroinishi



袋井南

Q ID検索
@fukuroiminami



豊沢

Q ID検索
@toyosawa



袋井北

Q ID検索
@fukuroikita



今井

Q ID検索
@f-imai



三川

Q ID検索
@mitsukawa



笠原

Q ID検索
@kasahara



山名

Q ID検索
@yamana



高南

Q ID検索
@kounan-comicen



浅羽東

Q ID検索
@asabahigashi



浅羽西

Q ID検索
@asabanishi



幸浦

Q ID検索
@sachiura



浅羽北

Q ID検索
@asabakita



コミュニティセンターでは、地域の取組を地域住民の方に知っていただくため、LINE公式アカウントを利用した情報発信を行っています。ぜひ自分の地区の友だち登録をお願いします。

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

☎0538-44-3107

✉ shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp